

令和3年第2回

印西市教育委員会定例会会議録

令和3年2月15日（月）

令和3年第2回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和3年2月15日(月)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

印西市文化ホール防犯カメラの設置及び管理運用規程の制定について

日程第 5 報告第2号

令和2年度末及び令和3年度教職員人事異動方針について

日程第 6 報告第3号

印西市通学区域審議会の諮問結果について

日程第 7 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠	寄
2 番	委 員	寺 田 充	良
3 番	委 員	鈴 木 裕	枝
4 番	委 員	栃 尾 知	子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(4名)

教 育 部 長	高 橋	清
学 務 課 長	渡 邊 義	規
指 導 課 長	吉 野 高	明
生涯学習課長	鈴 木 圭	一

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	平 川 幸 弘
----------------------	---------

教育総務課 五代 敦 子
総務係 主幹

教育総務課 浅野 嘉 人
総務係 主査補

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和3年第2回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、学務課長、指導課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それではこれより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、鈴木委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

経過報告です。

2月1日月曜日、ライトブルー賞伝達式及び受賞者の市長表敬訪問がございました、出席をいたしました。

4日木曜日、千葉県都市教育長協議会第3回役員会が市役所でオンライン会議として行われました。本来であるならば、千葉市内の会場で行う会議でございました。

5日金曜日、印教連教育功労者表彰伝達式が市役所で開催されました。これも本来であるならば、印教連の表彰でございますので、会場は成田市の印旛教育会館で表彰式が挙行される予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策ということで表彰式は中止となりました。各市で表彰状の伝達を実施をしたものでございます。

市内では、今年度末に退職をされる8名の校長先生方全員が受彰してございます。

8日月曜日、市長・副市長文化ホール視察ということで、文化ホール

が間もなく再開館するわけですが、先日委員の皆様にも見ていただきましたように、市長・副市長にもご視察をいただきまして、私が同行をさせていただきました。

9日火曜日、第10回市校長会議が木刈小学校で開催され、出席をいたしました。

15日月曜日、令和3年第2回教育委員会定例会が市役所で開催され、これに引き続いて、令和2年度第2回教育長・教育委員研修会がオンラインで行われますので、よろしく願いいたします。

行事予定でございます。

2月16日火曜日、令和2年度末人事異動関係の2次面接ということで、北総教育事務所の所長と各小・中学校の校長の面接がございまして、同行いたします。

17日水曜日、令和3年第1回市議会定例会が開会となります。会議は3月19日までの予定でございます。同日市町村教育委員オンライン研修ということで、文科省主催のオンラインの研修会がございまして、委員の皆様にはご出席をいただければと思っております。

25日木曜日、第11回市教頭会議が教育センターで開催され、出席をいたします。

3月22日月曜日、第3回総合教育会議が市役所で開催されます。委員の皆様にもご出席をお願いしたいと思います。それに引き続いて、令和3年第3回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

何かご質問ございますでしょうか。

各 委 員
教 育 長

ありません。

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定によりまして、大野教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく願いいたします。

職 務 代 理 者
(報 告 第 1 号)
職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 報告第1号 印西市文化ホール防犯カメラの設置及び管理運用規程の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、報告第1号についてご説明させていただきます。

報告第1号 印西市文化ホール防犯カメラの設置及び管理運用規程の制定について。

印西市文化ホール防犯カメラの設置及び管理運用規程を別紙のとおり制定したので、印西市教育委員会行政組織規則第10条第2項の規定により報告する。

令和3年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それではご説明いたします。

審議資料の1-1ページをご覧ください。

1、制定の要旨でございますが、文化ホールにおける、犯罪防止等の目的で防犯カメラを設置するため、管理運用に関し必要な事項を定めるため、この規程を制定したものです。

次に、規程の内容について概要を説明いたします。

第1条につきましては、この規程の趣旨について規定しております。

第2条につきましては、この規程中の用語の定義について規定しております。

第3条につきましては、教育委員会の責務として、文化ホールへの防犯カメラの設置目的を適正かつ効果的に達するよう努めるとともに、当該防犯カメラにより撮影した者の権利保護を図ることを規定しております。

第4条につきましては、文化ホールにおける防犯カメラの適正な設置運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ運用責任者の設置について規定しております。

管理責任者は生涯学習課長、運用責任者は文化ホール館長としております。

第5条につきましては、防犯カメラの設置に係る措置として、防犯カメラを設置している旨の表示と、必要最小限の範囲を撮影し、画像表示機器及び録画機材の設置場所について、許可を得た者以外は立入りを禁止し、画像の外部漏洩等を防止することを規定しております。

第6条から第9条につきましては、防犯カメラにより撮影された画像につきまして、保存期間や利用及び提供の制限、記録媒体等の取扱いについて規定しております。

第10条につきましては、補則として、この規程が定める事項以外の必要な事項については、管理責任者が別に定める旨を規定しております。

なお、この規程は令和3年1月28日に告示しており、附則にも記載がございますとおり、令和3年3月1日から施行予定でございます。

本規程の制定に当たりましては、1月25日に印西市個人情報保護審査会に報告し、意見を伺っており、改修の文化ホールには4台の防犯カメラを設置しております。

第1号の説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

職務代理者
各委員
職務代理者

(報告第2号)

職務代理者

日程第5 報告第2号 令和2年度末及び令和3年度教職員人事異動方針についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

では、ご報告させていただきます。

報告第2号 令和2年度末及び令和3年度教職員人事異動方針について。

令和2年度末及び令和3年度教職員人事異動方針について、別紙のとおり報告する。

令和3年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。

別紙をご覧ください。

令和2年度末及び令和3年度印西市立小・中学校県費負担教職員の人事異動につきましては、千葉県教育委員会の「令和2年度末及び令和3年度公立学校職員人事異動方針」並びに「令和2年度及び令和3年度公立小中義務教育学校職員人事異動実施細目」に則って県教委が行っていくものですが、以下の方針の下に、印西市教育委員会といたしましても内申を行っていきたいと考えております。

初めに、1、基本方針ですが、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、本市教育の一層の振興に資するよう、(1)から(3)に記載した方針により行ってまいります。

次に、2、管理職でございますが、校長、教頭は学校経営の要となりますので、意欲・力量のある人物を配置してまいります。

3、一般職員でございますが、新規採用から同一校勤務年数5年以上及び同一校勤務年数7年以上の職員は、原則として異動の対象といたします。また、本市勤務年数10年以上の職員は、校長の具申を踏まえ、他市町への異動をしてまいります。

職員の異動に当たっては、人材育成及び人材確保の観点から、意欲や実践力のある教員の配置に努めてまいります。

最後に、4、その他につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

教育長。

教育長

補足でお話をさせていただきます。

ただいま学務課長から、印西市の教職員人事異動方針について説明をさせていただきましたけれども、これから3月末まで、教職員の人事異動事務が続きます。人事異動については、県教委北総教育事務所が中心になって調整をしておりますが、印西市としては北総教育事務所と連携を密にしながら、適正な配置に努めていきたいと考えているところで

す。

ご承知のように、大量退職の年が続いている上に、市内小・中学校の大規模化と小規模化が同時に進行している状況がありまして、教職員の異動者も多くなってきております。そういった意味で、県教育委員会には多大な配慮をいただいているところですが、なかなか思うようにいかない部分がございます。

人事異動につきましては、あくまでも内密に進めていく必要がございますので、その事務については私に一任いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

職務代理者

それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

基本方針の(3)の文章の中に、下から2段目、他市町とも積極的に人事交流を行いというところの、この他市町というのは、教育事務所管轄区内での他市町の異動ということになるんですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

基本的には今委員のおっしゃったとおりで、北総管内での異動、特に印旛地区の9市町の中の交流が中心になります。ただし、例外的に管外からこちらに入ってくる方、あるいは逆に管外へ出ていく方、そういったこともまれにございます。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

例外的に管轄外に出られるという方々というのは、今までどういう理由が多かったのですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

全くそれぞれの個人的な、プライベートの部分の理由が多いです。

栃尾委員

なるほど、分かりました。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

今のところのすぐ下(4)のところ、「各学校が抱える諸課題に積極的に対応するため、特に授業や生徒指導等で実践力のある教員の人材確保に努める。」とあるんですけれども、この実践力のある教員の資質を見分けるといいますか、どういったところで推しはかることをしているのでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

まずは、私どもが個人的にこれまでのいろいろな交流関係の中で得ている情報というのが一つあります。それから、北総教育事務所との間で各市町の教育委員会等が話をします。現在うちに勤めている職員が、実はこの市に異動を希望しているんだと。ついてはこの人はこういう力を持った人ですとか、中には課題がというのもあるんですけれども、そういう情報を、北総教育事務所と各市町教育委員会がやり取りします。

鈴木委員
職務代理人
各委員
職務代理人

(議案第3号)
職務代理人

学務課長

北総教育事務所からこちらにその情報が入ってくるということもございます。その中で情報を集めているというところです。

分かりました。

ほかに質疑はございますか。

なし

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

日程第6 報告第3号 印西市通学区域審議会の諮問結果についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

報告第3号 印西市通学区域審議会の諮問結果について。

印西市通学区域審議会に、印西市立小学校及び中学校の通学区域について諮問した結果、別紙のとおり答申があったので報告する。

令和3年2月15日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、写しと書いてある資料をご覧くださいと思います。そこに印西市通学区域審議会の答申について記述させていただいています。

答申。

滝野中学校の通学区域である牧の原二丁目、牧の原三丁目、牧の台二丁目及び牧の台三丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域については、両中学校、滝野中学校と西の原中学校です、の学校施設、通学距離、安全面、今後の生徒数・学級数の推移の状況等を踏まえ、検討・審議した結果、別紙のとおり隣接する西の原中学校の通学区域に変更することが妥当であると考えます。

付帯事項といたしまして、3点掲げられております。

1つ目、滝野中学校に兄弟が在学中で、滝野中学校への就学を希望する場合には、学区外就学を柔軟に認めるなど、保護者の負担軽減に配慮すること。

2つ目、通学区域が変更となる区域の保護者、地域住民等に対して十分な周知期間を確保すること。

3つ目、西の原中学校への通学は国道464号線を横断することとなるため、関係機関への働きかけを行い、安全対策について万全を期すこと。

以上です。

もう1枚別紙と書いてある通学区域変更図も付けてございます。通学区域の変更予定日といたしましては、そこにありますが、令和4年4月1日を予定してございます。地図をご覧くださいお分かりですが、牧の台二丁目、三丁目、それから牧の原二丁目、三丁目、そして草深の一部ということで、主にこの草深地区と牧の原三丁目にお住まいの方々が、

職務代理者 各委員 職務代理者 (その他) 職務代理者 学務課長	<p>今のところは直接対象になっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>これから質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で報告第3号を終わります。</p> <p>日程第7 その他について何かありますか。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、令和2年度卒業式・卒園式の日程についてご説明させていただきます。</p> <p>1枚資料を付けさせていただきましたけれども、小・中学校の卒業式・卒園式の予定表でございます。</p> <p>小学校につきましては、3月18日木曜日、中学校が3月12日金曜日、幼稚園は3月17日水曜日ということになっております。</p> <p>前回の定例会でもお話しさせていただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、今年度の卒園式それから卒業式につきましても、令和元年度と同様に安全対策、感染予防対策を十分にとった上で、短時間で、そして参加については卒業生、それから保護者2名まで、さらに必要があれば在校生の代表ですとかそういった部分については学校規模等にも関わってきますけれども、その方々のみといたしまして、教育委員さんを始め教育委員会、さらに来賓の方々はお招きしないという形で実施を予定しております。</p> <p>また、その資料の中に開式時間と閉式時間があるんですけども、これは短縮した時間を載せている学校と、通常にやった場合の時間を載せている学校がございますので、こちらご了承いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
職務代理者 各委員 職務代理者	<p>質疑はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ほかにその他、何かありますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>これで日程第7 その他を終わります。</p> <p>それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願ひします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から次回教育委員会会議の開催日についての連絡がございますのでお願いいたします。</p> <p>教育部長。</p>
教 育 部 長	<p>それでは、次回の令和3年第3回の教育委員会定例会についてでございます。3月22日月曜日の14時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。なお、当日は教育委員会定例会の前に、令和2年度第3回印西市</p>

総合教育会議を13時10分から行う予定でございます。その点、よろしく
お願いしたいと思います。

また、ご案内で当日ですが、木刈中学校の増築工事が終了してござい
ますので、そちらの現場の視察、それと牧の原学校給食センターの改修
工事も終了してございますので、そちらの現場の視察を予定させていた
だきたいと考えております。

つきましては、行程的には9時半市役所集合という形で、1日の拘束に
なってしまうんですが、3月22日に予定をお願いできればと存じます。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

(閉議の宣告)

教 育 長

それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じま
す。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和3年第2回印西市教育委員会定例会を閉会をし
ます。どうもありがとうございました。

(14時24分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月15日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 鈴 木 裕 枝